三重県議会個人情報保護条例の解説

令和 5 年 3 月 三重県議会事務局

# 三重県議会個人情報保護条例の解説

# 目次

1	7	本解説の目的1				
2	ź	条例	J O.	目的	]	2
3	ź	条例	J O.	保護	対象となる情報	3
	3	1	1	個人	青報	3
	3	2	•	個人	識別符号	3
	3	3	•	保有	固人情報	3
	3	4	1	個人	青報ファイル	4
	3	5			<b>⋾個人情報</b>	
	3	6	•	仮名	加工情報	5
	3	7		匿名	加工情報	5
	3	8	•	個人	<b>関連情報</b>	5
4					·	
5	1	固人	、情	報等	『の取扱い	8
	5	1			こ関する制限	
	5	2		取得	及び利用の際の遵守事項	8
		5	2	1	利用目的の変更	8
		5	2	2	本人から書面により取得する際の利用目的の明示	9
		5	2	3	不適正な利用及び取得の禁止	9
		5	2	4	正確性の確保	.10
	5	3	!	安全	管理措置等	.10
		5	3	1	安全管理措置	.10
		5	3	2	従事者の義務	.12
	5	4	;	漏えり	ハ等の通知	.12
	5	5	;	利用	及び提供の制限	.13
		5	5	1	利用目的以外の目的のための利用及び提供の禁止の原則	.13
		5	5	2	例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合	.14
		5	5	3	保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求	.15
	5	6	1	個人	関連情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い	.15
		5	6	1	個人関連情報の取扱い	.16
		5	6	2	仮名加工情報の取扱い	.16
		5	6	3	匿名加工情報の取扱い	.17
6	1	固人	、情	報フ	'ァイル	.18
7	Ē	荆示	₹、	訂正	及び利用停止等	.21
	7	1		開示		.21
		7	1	1	開示請求の主体	.21
		7	1	2	開示請求の対象となる保有個人情報	.21

# 三重県議会個人情報保護条例の解説

		7	1	3	開示請求の手続	.21
		7	1	4	開示義務	.23
		7	1	5	部分開示	.25
		7	1	6	裁量的開示	.25
		7	1	7	保有個人情報の存否に関する情報	.25
		7	1	8	開示請求に対する措置等	.25
		7	1	9	第三者に対する意見提出の機会の付与	.26
		7	1	10	開示の実施	.27
		7	1	11	他の法令による開示の実施との調整	.27
	7	2	i.	ΙŒ		.28
		7	2	1	訂正請求の主体	.28
		7	2	2	訂正請求の対象となる保有個人情報	.28
		7	2	3	訂正請求の期限	.28
		7	2	4	訂正請求の手続	.28
		7	2	5	訂正義務	.29
		7	2	6	訂正請求に対する措置等	.29
		7	2	7	保有個人情報の提供先への通知	.30
	7	3	禾	川用(	· 亭止等	.30
		7	3	1	利用停止等請求の主体	.30
		7	3	2	利用停止等請求の対象となる保有個人情報	.30
		7	3	3	利用停止等請求の期限	.31
		7	3	4	利用停止等請求の手続	.31
		7	3	5	利用停止等義務	.32
		7	3	6	利用停止等請求に対する措置等	.32
	7	4	돹	查	請求	.33
		7	4	1	審理員による審理手続に関する規定の適用除外等	.33
		7	4	2	審査会への諮問	.33
	7	5	釺	三	者からの審査請求を棄却する場合等における手続等	.33
8	力亦	維則	J			.35
	8	1	通	通用图	除外等	.35
	8	2	開	示詞	請求等をしようとする者への情報の提供等	.35
	8	3	吉	情	処理	.35
	8	4			-- 会への諮問	
		5	-		ー ・	

# 【凡例】

「条例」 三重県議会個人情報保護条例(令和5年三重県条例第1号)

「規程」 三重県議会個人情報保護条例施行規程(令和5年三重県議会訓令第1号)

「法」 個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)

### 1 本解説の目的

本解説は、三重県議会(以下「議会」という。)における個人情報の適正な取扱いを確保することを目的として、具体的な指針として定めるものである。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)による法の改正に伴い、地方公共団体の個人情報保護法制について、従来は個別の条例等で規律されていたところ、統合後の法に基づく全国共通ルールとして、国の行政機関及び独立行政法人等に対して新たに適用されるものと同一の規律を適用し、地方公共団体に対する規律についても、解釈運用・監視監督を国に設置された個人情報保護委員会が一元的に担うこととされた。

法にあっては、デジタル社会の進展という状況下において、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等における個人情報の適正な取扱いに関する義務の遵守や個人情報の適正かつ効果的な活用に関する施策の展開を通じ、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としている。

一方で、地方公共団体の議会は、国会や裁判所と同様、法の適用対象から除外されている。これは、自律的な対応のもと個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましいことから、法が定める規律の適用対象とされないものとされている。

このような状況を踏まえ、全国都道府県議会議長会において令和 4 年 7 月に示された「 (都道府)県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(例)」を踏まえ、また、これまで施行されてきた三重県個人情報保護条例(平成 14 年三重県条例第 1 号。以下「旧条例」という。)の規定を参考として、条例が制定された。

このような経緯等も踏まえ、条例の具体的な適用に当たっては、本解説に加え、法に基づき個人情報保護委員会において定められた「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)」等の内容も参考とすることが必要である。

# 2 条例の目的

条例は、デジタル社会の進展や情報の有用性の高まりを背景として、官民や地域の枠を超えたデータ利活用が活発化し、その上でデータ利活用の支障となり得る現行法制を是正する必要が生じたことから法改正がなされたこと、また、法改正における検討において、地方公共団体の議会を法の適用除外とする一方で、これまで各地方公共団体の条例等により自律的な対応の下で個人情報の適切な取扱いが図られてきたところであって、法施行後も同様の取扱いが望まれていること等を踏まえて制定されたところである。

そのため、条例においては、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利 利益を保護することを目的として、議会における個人情報の取扱いに関する措置を講じる ことが求められる。

## 3 条例の保護対象となる情報

## 3 1 個人情報

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は個人識別符号が含まれるものをいう(条例第2条第1号)。

「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。

法人その他の団体は「個人」に該当しないため、法人等の団体そのものに関する情報は「個人情報」に該当しない(ただし、役員、従業員等に関する情報は個人情報に該当する。)。なお、「個人」は日本国民に限らず、外国人も含まれる。

また、法では「個人情報」を生存する個人に関する情報に限っているところ、「個人情報」の定義の統一は、令和3年の法改正の目的である個人情報保護法制に係る全国ルールの統一の根幹をなすものであり、これに反して死者に関する情報を地方公共団体の条例で「個人情報」に含めることはできないとされたことを踏まえ、条例においても「生存する個人に関する情報」としたところである。

ただし、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報として条例の保護の対象となる。

「他の情報と容易に照合することができ」るとは、実態に即して個々の事例ごとに判断されるものであるが、議会における通常の事務又は業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態をいい、例えば、執行部や事業者への照会を要する場合等であって照合が困難な状態は、一般に、容易に照合することができない状態であると考えられる。

# 3 2 個人識別符号

「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別することができるものとして規程で定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となる(条例第2条第2号)。

# 3 3 保有個人情報

「保有個人情報」とは、議会事務局の職員(以下「職員」という。)が職務上作成し、又

は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有している もののうち、公文書(三重県公文書等管理条例(令和元年三重県条例第25号)第2条第2 項に規定する公文書をいう。)に記録されているものをいう(条例第2条第3号)。

個人情報には、紙等の媒体に記録されたものと、そうでないもの(口頭によるもの等)があるが、条例の規律を安定的に運用するためには、文書、図画、電磁的記録等、個人情報が記録されている媒体がある程度固定されている必要がある。そこで、条例の主な規律の適用対象となる「保有個人情報」は、公文書に記録されているものに限られる。

条例において保有個人情報が対象となる規律は、安全管理措置(条例第9条第1項) 利用及び提供の制限(条例第12条)、本人からの開示等の請求等である。

### 3 4 個人情報ファイル

「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合体であって、 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(電子計算機処理に係る個人情報ファイル)又は 一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの(マニュアル(手作業)処理に係る個人情報ファイル)をいう(条例第2条第4号)。

個人情報ファイルの取扱い等については、6(個人情報ファイル)を参照のこと。

### 3 5 要配慮個人情報

「要配慮個人情報」とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして条例及び規程で定める次の(1)から(11)までの記述等が含まれる個人情報をいう(条例第 17 条第 1 項第 6 号)。

なお、これらの情報を推知させる情報に過ぎないものは、要配慮個人情報には当たらない。

- (1)人種
- (2)信条
- (3)社会的身分
- (4)病歴
- (5)犯罪の経歴
- (6)犯罪により害を被った事実
- (7) 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。) その他の規程で定める心身の機能の障害があること(規程第7条第7項第1号)
- (8)本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者((9)において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査((9)において「健康診断等」という。)の結果(同項第2号)

- (9)健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと(同項第3号)。
- (10)本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の 刑事事件に関する手続が行われたこと(犯罪の経歴を除く。)(同項第4号)。
- (11)本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと(規程第7条第7項第5号)。

#### 3 6 仮名加工情報

「仮名加工情報」とは、個人情報を、条例に規定する措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいう(条例第2条第6号)。

仮名加工情報の取扱いについては、5 6 2(仮名加工情報の取扱い)を参照のこと。

# 3 7 匿名加工情報

「匿名加工情報」とは、個人情報を個人情報の区分に応じて次のいずれかの措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいう(条例第2条第7号)。

- (1) 同条第 1 号イに該当する個人情報については、当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。
- (2)同号口に該当する個人情報については、当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。

匿名加工情報の取扱いについては、5 6 3(匿名加工情報の取扱い)を参照のこと。

# 3 8 個人関連情報

「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報 及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう(条例第2条第8号)。

個人に関する情報(3 1(個人情報)参照)のうち、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものは、個人情報に該当するため、個人関連情報には該当しない。

また、統計情報は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、個人に 関連する情報に該当するものではないため、個人関連情報にも該当しない。 個人関連情報の取扱いについては、5 6 1(個人関連情報の取扱い)を参照のこと。

# 4 議会の責務

議会は、条例の目的の一つである個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講じなければならないとする一般的責務を定めたものである(条例第3条)。

「個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置」とは、保有の制限等条例で定める保護措置に限らず、個人情報を取り扱う事務の改善、職員の研修、県民や事業者等への啓発等条例の目的である個人の権利利益を保護するために必要と考えられる措置をいう。

# 5 個人情報等の取扱い

## 5 1 保有に関する制限

議会においては、事務の遂行等のために個人情報を保有する必要がある一方で、不必要な個人情報の保有は、安全管理上問題であるのみならず、場合によっては誤った利用等がなされるおそれもある。そのため、条例においては、議会が個人情報を保有することができる場合について規定するとともに、個人情報を保有するときは利用目的を特定すること等を求めている。

議会は、法令の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、個人情報を保有することができる(条例第4条第1項)。

事務については、議会が事実上行っているというだけではなく、法令上の根拠が必要であり、議会の設置の根拠となる法令において「所掌事務」等を定める条文に列挙されている事務のほか、「権限」を定める条文上で規定されている事務や、作用法上規定されている事務が含まれる。

なお、所掌事務の根拠となる条例第 4 条第 1 項の「法令」には、条例が含まれるほか、 会議規則等の議会が法令に基づき定める例規が含まれる。

また、同項の規定により、議会は、個人情報の利用目的について、当該個人情報がどのような事務の用に供され、どのような目的に使われるかをできるだけ具体的かつ個別的に特定しなければならない。この際、議会の恣意的な判断により利用目的の特定の程度を弱めることは許容されず、具体的な利用行為が当該利用目的の範囲内であるか否か、合理的かつ明確に判断することができるものでなければならない。

さらに、同条第2項の規定により、議会は、特定された利用目的の達成に必要な範囲を 超えて、個人情報を保有してはならない。そのため、個人情報が保有される個人の範囲及 び個人情報の内容は、利用目的に照らして必要最小限のものでなければならない。

# 5 2 取得及び利用の際の遵守事項

議会は、個人情報を適正に取得し、その利用目的の範囲内で取り扱わなければならない。 他方で、新たな行政サービスの展開に対応する必要性等から、利用目的を変更せざるを得ない場合が生じることは一般に想定し得るところである。条例第1条にもあるとおり、条例は、個人の権利利益を保護することを目的としつつも、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図ることにも留意して、議会が個人情報を取得し、及び利用する際の遵守事項について規定している。

### 5 2 1 利用目的の変更

議会が個人情報の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えてはならない(条例第4条第3項)。

当初の利用目的に照らして、変更後の利用目的を想定することが困難であるような場合には、「変更前の利用目的と相当の関連性を有する」とは認められない。

また、「合理的に認められる」とは、社会通念上妥当であると客観的に認識されるとの趣旨であり、議会の恣意的な判断による変更を認めるものではない。

## 5 2 2 本人から書面により取得する際の利用目的の明示

議会は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときには、次のいずれかに該当する場合を除き、本人が認識することができる適切な方法により、本人に対し、利用目的をあらかじめ明示しなければならない(条例第5条)。

- (1)人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき(同条第1号)。
- (2)利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の 権利利益を害するおそれがあるとき(同条第2号)。
- (3)利用目的を本人に明示することにより、県、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす おそれがあるとき(同条第3号)。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき(同条第4号)。

なお、郵送等による要望といったものを除き、議会に対して個人情報をその内容に含む 書面が一方的に送りつけられてきたような場合には、そもそも「あらかじめ」利用目的を 明示することが不可能であり、そのような場合については、同条の規定の適用を受けない。

#### 5 2 3 不適正な利用及び取得の禁止

議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならず(条例第6条)、また、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない(条例第7条)。

「違法又は不当な行為」とは、条例その他の法令に違反する行為及び直ちに違法とはいえないものの、条例その他の法令の制度趣旨又は公序良俗に反する等、社会通念上適正とは認められない行為をいう。

「おそれ」の有無は、議会による個人情報の利用が、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発することについて、社会通念上蓋然性が認められるか否かにより判断される。

違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用する具体例としては、正当な理由なく本人に対する違法な差別的取扱いを行うために個人情報を利用する場合等が考えられる。

また、不正の手段により個人情報を取得する具体例としては、行政サービスの見返りと して本来は提供する必要のない個人情報を提供するよう強要し、これを取得する場合等が 考えられる。

### 5 2 4 正確性の確保

議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報(3 3(保有個人情報)参照)が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない(条例第8条)。

利用目的によっては、例えば、 過去の一定時点の事実のみで足りる場合、 現在の事実を必要とする場合、 過去の事実と現在の事実の両方を必要とする場合があり得ることから、それぞれの利用目的に応じて必要な範囲内で正確性を確保することが求められる。

なお、本条における正確性の確保の対象は「事実」にとどまり、評価・判断には及ばないが、「個人Aが と評価・判断された」、「評価者Bが と評価・判断した」という情報は事実に含まれる。

### 5 3 安全管理措置等

議会において個人情報の管理が十分になされておらず、又は個人情報を取り扱う者がその内容をみだりに他人に知らせるなどした場合、個人の権利利益が侵害されるおそれが増大することとなる。このような事態を防止するため、条例は、議会が講ずべき措置及び従事者の義務について定めている。

### 5 3 1 安全管理措置

## (1)議長の安全管理措置義務

議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損(以下「漏えい等」という。)の防止その他の保有個人情報の安全管理のため、必要かつ適切な措置(以下「安全管理措置」という。)を講じなければならない(条例第9条第1項)。

安全管理措置の内容としては、例えば、保有個人情報にアクセスする権限を有する職員の範囲や権限の内容を業務に必要な最小限の範囲に限定する、あるいは保有個人情報が記録された媒体を保管する場所を定めた上で施錠等を行うといった対応が考えられる。

とりわけ、大量の保有個人情報を取り扱う所属や、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして漏えい等が生じた場合に本人の権利利益が侵害される危険が大きい所属においては、本解説(5 3 1(安全管理措置))その他法に基づき示される資料等を参照の上、安全管理措置を確実に講じることが求められる。

求められる安全管理措置の内容は、保有個人情報の漏えい等が生じた場合に本人が被る 権利利益の侵害の大きさを考慮し、事務の規模及び性質、保有個人情報の取扱状況(取り 扱う保有個人情報の性質及び量を含む。)、保有個人情報を記録した媒体の性質等に起因す るリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。

具体的に講じなければならない安全管理措置については、(別添)三重県議会個人情報適正管理指針に基づき、実施することが求められる。

また、デジタル化が進むなか、安全管理措置を適切に講じるためには、サイバーセキュリティの確保も重要である。サイバーセキュリティ対策を講ずるに当たっては、サイバーセキュリティ基本法(平成 26 年法律第 104 号)第 26 条第 1 項第 2 号に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして適正な水準を確保する必要がある。

個人情報の取扱いを委託する場合は、上記サイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考に委託先によるアクセスを認める情報及び情報システムの範囲を判断する基準や委託先の選定基準を整備するとともに、委託先との契約において安全管理措置のために必要な条項(委託先における情報管理に関する条項、再委託先の選定に関する条項、委託先に対する監査に関する条項等)を盛り込んだ上で、定期的な監査を行う等、委託先に対して必要かつ適切な監督を行うことが考えられる。

保有個人情報の取扱いの委託を行う際に講ずべき措置の具体的な内容については、(別添)三重県議会個人情報取扱事務委託基準に基づき、実施することが求められる。

また、委託先が個人情報取扱事業者(法第 16 条第 2 項)に該当する場合には、委託先において、個人データに関する安全管理措置を講ずべき義務(法第 23 条)も負うこととなるところ、議長は、委託先に対する必要かつ適切な監督の一環として、条例に従った個人データの適切な取扱いが確保されるように、委託先に対して必要な助言や指導を行うことが考えられる。

委託先に対して必要かつ適切な監督を行っていない場合で、委託先(再委託先を含む。)が個人情報について不適切な取扱いを行ったときは、委託元である議会自身の条例違反となると考えられる。

# (2)議長の安全管理措置義務の準用

次の者がそれぞれ次に記載する業務を行う場合には、議会と同様の安全管理措置を講じなければならない(条例第9条第2項)。また、これらの者が個人情報取扱事業者(法第16条第2項)に該当する場合には、個人データに関する安全管理措置の規定(法第23条)についても適用を受ける。

なお、個人情報の取扱いが外国において行われる場合も、条例第9条第2項の適用対象となる。

(1)	議会から個人情報の取扱いの委託を受けた者	当該委託を受けた業務
(2)	(1)の者から個人情報の取扱いの委託の業務の	当該委託を受けた業務
	委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受	
	けた者	

## 5 3 2 従事者の義務

次の者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不 当な目的に利用してはならない(条例第 10 条)。

- (1)個人情報の取扱いに従事する職員又は職員であった者
- (2)条例第9条第2項に規定する業務(5 3 1(2)(議長の安全管理措置義務の準用) 参照)に従事している者又は従事していた者
- (3)議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者(労働者派遣事業の適正な 運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条 第2号に規定する派遣労働者をいう。以下532(従事者の義務)において同じ。) 又は従事していた派遣労働者

「みだりに他人に知らせ」るとは、正当な理由がなく個人情報の内容を他人に知らせることをいう。また、「不当な目的に利用」するとは、例えば、自己又は他人の私的利益のために個人情報の内容を利用する場合その他正当性を欠く目的のために個人情報の内容を利用することをいう。

# 5 4 漏えい等の通知

議会が保有する個人情報が漏えいするなどした場合、これを放置すれば、個人の権利利益が侵害されるおそれがあり、議会に対する県民の信頼も失われることとなりかねない。 そこで、条例は、議長に対し、個人の権利利益を害するおそれが大きい事態が生じた場合には、本人に対して通知することを求めている。

議長は、保有個人情報について、漏えい等その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって、個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして規程で定める次の事態が生じた場合には、規程で定めるところにより、本人に対し、本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、事態の概要、保有個人情報の項目、原因、二次被害又はそのおそれの有無及びその内容並びにその他参考となる事項を通知しなければならない(条例第11条)。

- (1)要配慮個人情報が含まれる保有個人情報(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下(2)から(4)までにおいて同じ。)の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態(規程第4条第1項第1号)
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態(同項第2号)
- (3)不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態(同項第3号)
- (4)保有個人情報に係る本人の数が 100 人を超える漏えい等が発生し、又は発生したお それがある事態(同項第4号)

漏えい等の具体例としては、例えば、保有個人情報を含む書類・電磁的記録等について、 第三者に誤送付・誤送信した場合、盗難や不正アクセス等に遭った場合、情報システムの 設定ミス等によりインターネット上で閲覧が可能な状態となっていた場合、紛失し、又は 誤って廃棄した場合等が考えられる。

ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき、又は 当該保有個人情報に条例第 20 条各号に掲げる不開示情報のいずれかが含まれるときは、通知を要しない。

なお、通知の対象とならない場合であっても、県民の不安を招きかねない事案と判断された事案については、本人に対し、本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、 事態の概要、保有個人情報の項目、原因、二次被害又はそのおそれの有無及びその内容並びにその他参考となる事項を通知することが望ましい。

# 5 5 利用及び提供の制限

保有個人情報について、特定した利用目的以外の目的のために利用され、又は提供された場合、本人の予期しない利用及び提供による不安・懸念を生じさせるのみならず、悪用によるプライバシーの侵害や財産上の権利侵害等をもたらす危険性を増大させる。そこで、条例では、原則として利用目的以外の目的のための利用及び提供を禁止した上で、例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合について規定している。

### 5 5 1 利用目的以外の目的のための利用及び提供の禁止の原則

議会は、「法令に基づく場合」を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない(条例第 12 条第 1 項)。

「法令に基づく場合」とは、法令に基づく情報の利用又は提供が義務付けられている場合のみならず、法令に情報の利用又は提供の根拠規定がおかれている場合も含むと解されるが、他方で、具体的な情報の利用又は提供に着目せず議会の包括的な権能を定めている規定がある場合に当該規定のみに基づいて行う個人情報の取扱いは、「法令に基づく場合」には当たらない。例えば、議会の設置の根拠となる法令(地方自治法等)において「所掌事務」等を定める条文に事務が列挙されていることのみでは、そのために行う個人情報の取扱いは、「法令に基づく場合」には当たらない。

「法令」には、「法令」の委任に基づき定められた条例は含まれるが、それ以外の条例は含まれない。

なお、条例第 12 条第 1 項は、他の法令に基づく場合は、利用目的以外の目的のための利用及び提供をし得るとするものであり、同項の規定により利用及び提供が義務付けられるものではない。

実際に利用及び提供することの適否については、それぞれの法令の趣旨に沿って適切に 判断しなければならない。

## 5 5 2 例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合

議会は、議長が次のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、及び提供することができる。ただし、これらに該当する場合であっても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、利用し、及び提供することができない(条例第 12 条第 2 項)。

同項第3号の「事務又は事業」には、行政機関等の設置の根拠となる法令において「所掌事務」等を定める条文に列挙されている事務又は業務のほか、「権限」を定める条文上で規定されている事務又は業務や、作用法上規定されている事務又は事業が含まれる。地方公共団体においては、地方自治法第2条第2項に規定する「地域における事務」もこれに含まれる。

また、事務又は業務の根拠となる「法令」には、条例が含まれるほか、規則等の地方公共団体が法令に基づき定める法規が含まれる。

- (1)本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき(条例第12条第2項第1号)。
- (2)議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報 を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の 理由があるとき(同項第2号)。
- (3)他の行政機関、県が設置した地方独立行政法人、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、提供を受ける者が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき(同項第3号)。
- (4)(1)から(3)までに記載する場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき(同項第4号)。
- (2)及び(3)の「相当の理由があるとき」とは、議会の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められる。

相当の理由があるかどうかは、保有個人情報の内容や当該保有個人情報の利用目的等を勘案して、議長が個別に判断することになるが、例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が許容される場合について規定した趣旨から、例外としてふさわしい理由であることが求められる。

- (4)の「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」には、本人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合や、本人に対する金銭の給付、栄典の授与等のために必要がある場合などが含まれ、例えば、緊急に輸血が必要な場合に本人の血液型を民間病院の医師に知らせる場合、災害や事故に遭ったときにその旨を家族に知らせる場合等が考えられる。
  - (4)の「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」とは、本

来議長において厳格に管理すべき保有個人情報について、条例第 12 条第 2 項第 3 号に規定する者(他の行政機関、県が設置した地方独立行政法人、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人等)以外の者に例外として提供することが認められるためにふさわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に則して、「相当の理由」よりも更に厳格な理由が必要であるとする趣旨である。

具体的には、 行政機関等に提供する場合と同程度の公益性があること、 提供を受ける側が自ら当該保有個人情報に相当する個人情報を取得することが著しく困難であること、 提供を受ける側の事務が緊急を要すること、 当該保有個人情報の提供を受けなければ 提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること等の、特別の理由が必要と される。例えば、在留外国人の安否確認の必要性から、法務省が、安否確認を実施する日本赤十字社に対して、法務省が保有する当該在留外国人の氏名等の情報を提供する場合等 が考えられる。

なお、他の条例の規定により保有個人情報の利用及び提供が制限されている場合、当該他の条例の規定が適用されることとなり、条例がこれに反して利用及び提供の権限を与えるものではない(同条第3項)。

さらに、議長は、議会内部における保有個人情報の利用について、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、議会内部における利用目的以外の目的のための利用を特定の課又は職員に限るものとされている(同条第4項)。

なお、同条第2項各号の規定により第三者に提供された保有個人情報に関する措置については、5 5 3(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)を参照のこと。

### 5 5 3 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求

議長は、利用目的のために又は条例第 12 条第 2 項第 3 号又は第 4 号の規定により本人の同意に基づかずに第三者に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない(条例第 13 条)。

「必要な制限」又は「必要な措置」としては、利用の目的又は方法の制限のほか、提供に係る保有個人情報の取扱者の範囲の限定、第三者への再提供の制限又は禁止、消去や返却等利用後の取扱いの指定、提供に係る保有個人情報の取扱状況に関する所要の報告の要求等が考えられる。

### 5 6 個人関連情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

条例では、法における行政機関等の特性を踏まえて、個人関連情報、仮名加工情報及び 匿名個人情報についての規定が整備されている。

### 5 6 1 個人関連情報の取扱い

議長は、個人関連情報を個人情報として取得することが想定される第三者に対して当該個人関連情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、当該個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない(条例第 14 条 )。

「必要な制限」又は「必要な措置」としては、利用の目的又は方法の制限のほか、提供に係る個人関連情報の取扱者の範囲の限定、第三者への再提供の制限又は禁止、消去や返却等利用後の取扱いの指定、提供に係る個人関連情報の取扱状況に関する所要の報告の要求等が考えられる。

## 5 6 2 仮名加工情報の取扱い

議会は、個人情報に当たらない仮名加工情報について、次のとおり取り扱わなければならない(条例第 15 条)。

なお、個人情報に当たる場合の取扱いについては、5 5(利用及び提供の制限)を参照のこと。

- (1)法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報を第三者(当該仮名加工情報の取扱いの 委託を受けた者を除く。)に提供してはならない(条例第 15 条第 1 項 )。
- (2)当該仮名加工情報について、漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない(同条第2項)。
- (3)法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報の本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに加工の方法に関する情報(削除情報等)を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない(同条第3項)。
- (4)法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に 関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若 しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便 により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理 組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規程で定める もの)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連 絡先その他の情報を利用してはならない(条例第 15 条第 4 項)。

なお、(1)、(3)及び(4)の「法令」には、「法令」の委任に基づき定められた条例は含まれるが、それ以外の条例は含まれない。

また、議会から個人情報に当たらない仮名加工情報の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合についても、(1)から(4)まで

と同様に取り扱わなければならない(同条第5項)。

# 5 6 3 匿名加工情報の取扱い

議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、次のいずれの対応も行ってはならない(条例第 16 条第 1 項)。

- (1) 当該個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに加工の方法に関する情報を取得すること。
- (2) 当該匿名加工情報を他の情報と照合すること。

議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして規程で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない(同条第 2 項)。

また、議会から匿名加工情報の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合についても、議会と同様に取り扱わなければならない(同条第3項)。

# 6 個人情報ファイル

議長は、議会が保有する個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、議会における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をより的確に認識することができるようにするために、一定の事項を記載した帳簿である個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない(条例第 17 条第 1 項)。

個人情報ファイル簿に記載する事項は、具体的には、次の表 1 のとおりである。

# 【表 1】

(1)	個人情報ファイルの名称(条例第 17 条第 1 項第 1 号)
(2)	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称(同項第
	2号)
(3)	個人情報ファイルの利用目的(同項第3号)
(4)	個人情報ファイルに記録される項目(以下「記録項目」という。)及び本人
	(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に
	限る。表 2(6)において同じ。) として個人情報ファイルに記録される個
	人の範囲(以下「記録範囲」という。)(同項第4号)
(5)	個人情報ファイルに記録される個人情報(以下「記録情報」という。)の収
	集方法(同項第5号)
(6)	記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨(同項第6号)
(7)	記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先(同項
	第7号)
(8)	条例第 18 条第 1 項、第 32 条第 1 項又は第 39 条第 1 項の規定による請求
	(開示請求、訂正請求又は利用停止等請求)を受理する組織の名称及び所
	在地(条例第 17 条第 1 項第 8 号)
(9)	条例第 32 条第 1 項ただし書又は第 39 条第 1 項ただし書 (訂正請求又は利
	用停止等請求の対象とされた保有個人情報の訂正又は利用停止等に関して
	他の条例又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められている
	とき)に該当するときは、その旨(条例第 17 条第 1 項第 9 号)
(10)	電子計算機処理に係る個人情報ファイル又はマニュアル(手作業)処理に
	係る個人情報ファイルの別(規程第7条第6項第1号)
(11)	電子計算機処理に係る個人情報ファイルについて、公表に係る電子計算機
	処理に係る個人情報ファイルであって、利用目的及び記録範囲が当該公表
	に係るこれらの事項の範囲内であるマニュアル(手作業)処理に係る個人
	情報ファイルがあるときは、その旨(同項第2号)

個人情報ファイル簿への記載及び公表を通じて、個人情報ファイルの内容を広く県民等 に知らしめることとなるので、個人情報ファイル簿の記載内容はできるだけ具体的に、か つ、県民に分かりやすいものとしなければならない。

次の個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿の作成及び公表を行う必要がない(条例第 17 条第 2 項 )。ただし、これらに該当するか否かの判断は、個人の権利利益の保護という観点から、厳格に行うことが求められる。

## 次の表2に掲げるファイル

# 【表 2】

(1)	議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係
	る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、
	福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(議長が行
	う採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)(同項第1号イ)
(2)	専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル(同号
	□)
(3)	1 年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
	(同号八)
(4)	資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用
	する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手
	方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの(同
	号二)
(5)	職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する
	個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために
	利用するもの(同号ホ)
(6)	本人の数が規程で定める数(1,000人)に満たない個人情報ファイル(同号
	へ及び規程第7条第8項)
(7)	(1)から(6)までに記載する個人情報ファイルに準ずるものとして規程
	で定める、議会以外の執行機関等の職員等の人事等に関する個人情報ファ
	イル(条例第 17 条第 2 項第 1 号ト及び規程第 7 条第 9 項)

### 次に掲げる個人情報ファイル

- ア 公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの(条例第 17 条第 2 項第 2 号)
- イ 既に個人情報ファイル簿に掲載して公表している電子計算機処理に係る個人情報 ファイルに付随するマニュアル(手作業)処理に係る個人情報ファイル(同項第 3号及び規程第7条第10項)

また、議長は、次の内容を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目

の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に記載しないことができる(条例第 17 条第 3 項)。

記録項目の一部

記録情報の収集方法(条例第17条第1項第5号)

記録情報を個人情報ファイルを保有しようとする議会以外の者に経常的に提供する場合における提供先(同項第7号)

# 7 開示、訂正及び利用停止等

条例では、個人が、議会が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確保する上で重要な仕組みとして開示請求、訂正請求及び利用停止等請求(以下「開示請求等」という。)の仕組みを設けており、何人も、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示等を請求することができる。

# 7 1 開示

## 7 1 1 開示請求の主体

開示請求は、日本国民のみならず外国人も含む全ての自然人が行うことが可能である。 また、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下、 特記のない限り「代理人」という。)による請求が認められている(条例第 18 条第 1 項及 び第 2 項)。

# 7 1 2 開示請求の対象となる保有個人情報

開示請求の対象となる情報は、「自己を本人とする保有個人情報」とされている(条例第 18条第1項)。

なお、三重県情報公開条例(平成 11 年三重県条例第 42 号)に規定する不開示情報(同条例第 7 条においては「非開示情報」という。)を専ら記録する公文書に記録された保有個人情報のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、開示等に係る規定(審査請求に係るものを除く。)の適用については、議会に保有されているものとみなされず、整理された段階で規律対象となる(条例第 48 条)。

また、死者に関する情報については、当該情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報であって、当該生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人にとって「自己を本人とする保有個人情報」に該当し、当該生存する個人による開示請求の対象となる(3 1(個人情報)参照)。

### 7 1 3 開示請求の手続

# (1) 開示請求書

開示請求は、開示請求権の行使という重要な法律関係の内容を明確にするため、書面を 提出して行わなければならない(条例第 19 条第 1 項)。なお、法の適用を受ける地方公共 団体においては、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成 14 年法律第 151号)第6条第1項の規定により、オンラインで行うことも可能とされているが、議会は同法の適用を受けないことから、オンラインで行うことを可能とするかどうかは、議会の判断によることになる。

開示請求者は、次の事項を開示請求書に記載しなければならない(条例第 19条第 1 項)。 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所(同項第 1 号)

代理人による開示請求の場合にあっては、本人の氏名及び住所又は居所(同項第 2 号)

開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項(同項第3号)

これらの記載が欠けている場合には、そのままでは不適法な開示請求となり条例第24条第2項の規定による開示をしない旨の決定を行うこととなるが、通常は、開示請求者に対し、欠けている事項について記載するよう条例第19条第3項の規定に基づき補正を求めることとなる(7 1 3(3)(開示請求書の補正)参照)。

なお、開示請求書には、開示請求に係る保有個人情報の開示の実施の方法に関する事項 を記載することができる(規程様式第1号)。

# (2)本人確認

開示請求をする者は、開示請求を行うに当たって、規程で定めるところにより、開示請求者が本人であること(代理人による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない(条例第19条第2項)。

本人確認に当たっては、原則として、開示請求書に記載されている開示請求をする者の 氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている一定の書類であっ て、当該請求をする者が本人であることを確認するに足りる書類等を提示し、又は提出し なければならず、代理人が開示請求を行う場合には、当該代理人は当該開示請求に係る保 有個人情報の本人の代理人であることを証明する書類を議長に提示し、又は提出しなけれ ばならない(規程第9条第1項から第3項まで)。

# (3) 開示請求書の補正

議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる(条例第 19 条第 3 項)。

「相当の期間」とは、三重県行政手続条例(平成8年三重県条例第1号。以下「行政手続条例」という。)第7条に規定する「相当の期間」と同義であり、当該補正をするのに社会通念上必要とされる期間を意味し、個別の事案に即して議長が判断する。

外形上明白に判断し得る不備については、行政手続条例第7条の規定により、速やかに補正を求めるか、請求を拒否する決定(条例第24条第2項の規定による開示をしない旨の決定)をするかのいずれかを行わなければならないこととされている。

本項の規定により必ずしも議長が補正を行わなければならないものではないが、形式上の不備の補正が可能であると認められる場合には、開示請求をする者が再度請求を行う手間を省くため、できる限り補正を求めることが望ましい。

また、議長は、開示請求をした者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない(条例第19条第3項)。

### 7 1 4 開示義務

議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合を除き、当該保 有個人情報を開示しなければならない(条例第 20 条 )。

不開示情報は、情報公開制度における非開示情報の構成に準拠するものとして、不開示とすることで保護すべき利益に着目して同条各号に類型的に定められており、ある保有個人情報を開示する場合には、同条各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認しなければならない。

条例が定める不開示情報の類型は次のとおりである(同条)。

- (1) 開示請求者(条例第 18 条第 2 項の規定により代理人が本人に代わって開示請求を行う場合には、当該本人をいう。) の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報(条例第 20 条第 1 号)
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次の情報を除く(同条第2号)。法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報(同号イ)

人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報(同号口)

当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務の遂行の内容に係る部分(同号八)

(3)法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下(3)において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する次の情報であって、人の生命、健康、生活又は財産を保護

するため、開示することが必要であると認められる情報に当たらないもの(同条第3号)

開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な 利益を害するおそれがある情報(同号イ)

議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされている情報その他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められる情報(同号ロ)

- (4)議長が条例第 24 条各項の規定による開示をする旨の決定又は開示をしない旨の決定 (以下「開示決定等」という。)をする場合において、開示することにより、犯罪の 予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障 を及ぼすおそれがあると議長が認めることにつき相当の理由がある情報(条例第 20 条第 4 号)
- (5)県、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部 又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県 民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利 益を及ぼすおそれがあるもの(同条第5号)
- (6)県、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う 事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次のおそれその他当該事 務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある もの(同条第6号)

国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ(同号イ)

監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ(同号ロ)

契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公 共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害 するおそれ(同号八)

調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ(同 号二)

人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ(同 号ホ)

県若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ(同号へ)

開示決定等は、行政手続条例に規定する申請に対する処分に該当するものであるので、 議長は、行政手続条例第5条の規定に基づき、審査基準を策定し、ホームページにおいて 公表する等の公にする措置を適切に講ずる必要がある。 審査基準の策定に当たっては、職員が判断しやすいものとするのみならず、開示請求を しようとする者が開示決定等についてあらかじめ想定することができる程度に明確なもの とすることが望ましい。

# 7 1 5 部分開示

議長は、次に当たる場合には、それぞれ特定の情報を除いた部分を開示しなければならない(条例第 21 条)。

- (1)開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報 に該当する部分を容易に区分して除くことができるとき(同条第1項)。
- (2) 開示請求に係る保有個人情報に条例第 20 条第 2 号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。) が含まれている場合において、当該情報のうち開示請求者以外の特定の個人を識別することができる記述等及び個人識別符号を除くことで、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が侵害されるおそれがないと認められるとき(条例第 21 条第 2 項)。

# 7 1 6 裁量的開示

議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、議長の判断により、開示することが可能である(条例第 22 条)。

# 7 1 7 保有個人情報の存否に関する情報

開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにするだけで、条例が規定する不開示情報 を開示することとなる場合には、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否 することが可能である(条例第 23 条)。

なお、開示請求を拒否することも、行政手続条例に規定する申請に対する処分に該当するものであるので、議長は、行政手続条例第5条の規定に基づき、審査基準を策定し、ホームページにおいて公表する等の公にする措置を適切に講ずる必要がある(7 1 4(開示義務)参照》

### 7 1 8 開示請求に対する措置等

議長は、原則として開示請求書が事務局に到達した日から 14 日以内(条例第 19 条第 3 項の規定に基づき補正を求めた場合は、当該補正に要した日数は含まない。)に、開示請求について一部若しくは全部の開示を行う旨又は開示を行わない旨を決定し、開示請求者に対して、開示する場合にはその旨及び開示する保有個人情報の利用目的その他規程で定め

る事項、開示しない場合にはその旨を書面により通知しなければならない(条例第 24 条第 1 項及び第 2 項並びに第 25 条第 1 項 )。

開示決定等の期限について、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合は 30 日以内に限り延長することができる(同条第 2 項)。

また、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求書が事務局に到達した日から 44 日以内に全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる(条例第 26 条第 1 項)。

開示決定等は、行政手続条例に規定する申請に対する処分に該当するものであるので、 議長は、処分の理由を示す必要がある(条例第 27 条第 1 項 )。

また、議長は、開示決定等において、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 82 条の規定に基づく教示(審査請求をすることができる旨等の教示)及び行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)第 46 条の規定に基づく教示(取消訴訟等の提起に関する事項の教示)をしなければならない。

## 7 1 9 第三者に対する意見書提出の機会の付与

## (1)任意的意見聴取

開示請求に係る保有個人情報に県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下 7 1 9(第三者に対する意見書提出の機会の付与) 7 4 2(審査会への諮問)及び 7 5(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規程で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他規程で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる(条例第 28 条第 1 項)。

意見書にどのような内容を記載するかについては、第三者の判断に委ねられているが、単に開示に賛成か、反対かを記載するだけでは意見書を提出する意義に乏しく、反対する理由について根拠を示して記載する等できる限り議長の開示・不開示の判断に資するような情報の提供が望まれる。

なお、開示・不開示の判断を行うに当たって、議会による条例第 28 条第 1 項の規定に基づく資料の収集、意見の聴取等は、任意に、適宜の方法で行うことは可能であるが、当該第三者が反対意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、同条第 3 項の規定による反対意見書の提出があった場合の手続によらなければならない(7 1 9(3)(反対意見書を提出した場合の手続)参照)。

# (2)必要的意見聴取

開示請求に係る保有個人情報が不開示情報に該当するにもかかわらず、人の生命、健康、 生活又は財産を保護するため必要があること等を理由として開示しようとする場合や、条 例第22条の規定(裁量的開示)により開示しようとする場合は、当該第三者に意見書提出 の機会を与えなければならない(条例第28条第2項)。

なお、意見書提出においては、できる限り議長の開示・不開示の判断に資するような情報の提供が望まれることは、任意的意見聴取(7 1 9(1)(任意的意見聴取)参照)と同様である。

## (3) 反対意見書を提出した場合の手続

議長は、意見書の提出の機会を与えられた第三者(7 1 9(1)(任意的意見聴取)及び(2)(必要的意見聴取)参照)が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならず、開示決定後直ちに当該第三者に対して開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない(条例第28条第3項)。

なお、個別の事案に応じ、2週間を超える期間を置く場合においては、開示請求者が速 やかに開示を受けられる利益を不当に害することのないよう、第三者の利益と開示請求者 の利益との比較衡量が必要である。

### 7 1 10 開示の実施

保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が記録されている状態等に応じて、文書又は 図画に記録されているときには閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されている ときには規程で定める方法により行わなければならない(条例第 29 条第 1 項 )。

議長は、電磁的記録による開示を行うことも可能だが、電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない(同条第2項及び規程第15条)。

また、開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、開示決定の通知があった日から原則として 30 日以内に、規程で定めるところにより、議長に対し、求める開示の実施方法その他の規程で定める事項を申し出なければならない(条例第 29 条第 3 項及び第 4 項)。

なお、開示請求者の希望する方法により開示を実施することのできる場合には、開示請求者は、開示請求書により申し出た当該方法を変更しないのであれば、改めて開示の実施方法を申し出る必要はない(規程第 16 条第 2 項)。

### 7 1 11 他の法令による開示の実施との調整

他の法令において開示請求者に対する特定の保有個人情報の開示規定(1)があり、その開示の方法が条例第 29 条第 1 項本文に規定する開示の方法(文書又は図画に記録され

ているときには閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときには規程で定める方法)と同一の内容である場合(2)には、条例に基づく方法による開示を重ねて認める必要がないことから、当該他の法令で認められた同一の方法による限度で、条例による開示を行わないこととしている(条例第30条)。

- (1)一定の場合に開示をしない旨の定めがないものに限る。
- (2) 開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。
- 7 2 訂正
- 7 2 1 訂正請求の主体

何人も、自己を本人とする一定の保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、 当該保有個人情報の訂正請求を行うことができる。また、代理人による請求が認められて いる(条例第32条第1項及び第2項)。

# 7 2 2 訂正請求の対象となる保有個人情報

訂正請求の対象となる情報は、「自己を本人とする保有個人情報」のうち、次の情報に限られる(条例第32条第1項)。

- (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報(同項第1号)
- (2) 開示決定に係る保有個人情報であって、条例第 30 条第 1 項の他の法令の規定により 開示を受けた情報(条例第 32 条第 1 項第 2 号)

# 7 2 3 訂正請求の期限

訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならない(条例第 32 条第 3 項)。

### 7 2 4 訂正請求の手続

## (1) 訂正請求書

訂正請求は、書面を提出して行わなければならない(条例第33条第1項)(7 1 3(1) (開示請求書)参照)。

訂正請求者は、次の事項を訂正請求書に記載しなければならない(同項)。

訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所(同項第1号)

代理人による訂正請求の場合にあっては、本人の氏名及び住所又は居所(同項第 2 号)

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定する に足りる事項(同項第3号) 訂正請求の趣旨及び理由(同項第4号)

これらの記載が欠けている場合には、そのままでは不適法な訂正請求となり条例第35条第2項の規定による訂正をしない旨の決定を行うこととなるが、通常は、訂正請求者に対し、欠けている事項について記載するよう条例第33条第3項の規定に基づき補正を求めることとなる(724(3)(訂正請求書の補正)参照)。

# (2)本人確認

訂正請求をする者は、訂正請求を行うに当たって、規程で定めるところにより、訂正請求者が本人であること(代理人による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない(条例第33条第2項)(7 1 3(2)(本人確認)参照)。

## (3) 訂正請求書の補正

議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる(条例第33条第3項)(7 1 3(3)(開示請求書の補正)参照)。

なお、訂正請求においては、補正の参考となる情報提供の努力義務(開示請求について、 条例第 19 条第 3 項参照) については規定していない点に留意が必要である。

# 7 2 5 訂正義務

議長は、訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該訂正請求に係る保有個人情報を訂正しなければならない(条例第34条)。

訂正をする旨の決定又は訂正をしない旨の決定(以下「訂正決定等」という。)は、行政手続条例に規定する申請に対する処分に該当するものであるので、議長は、行政手続条例第5条の規定に基づき、審査基準を策定し、ホームページにおいて公表する等の公にする措置を適切に講ずる必要がある(7 1 4(開示義務)参照)。

### 7 2 6 訂正請求に対する措置等

議長は、原則として訂正請求書が事務局に到達した日から 30 日以内(条例第 33 条第 3 項の規定に基づき補正を求めた場合は、当該補正に要した日数は含まない。)に、訂正を行う旨又は訂正を行わない旨を決定し、訂正請求者に対して、その旨を書面により通知しなければならない(条例第 35 条第 1 項及び第 2 項並びに条例第 36 条第 1 項 )。

訂正決定等の期限について、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合は 30 日以内に限り延長することができる(同条第2項)。

また、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、条例第 36 条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りるが、その場合は、30 日以内に、訂正請求者に対し、次の事項を書面により通知しなければならない(条例第 37 条第 1 項 )。

- (1) 同条の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用する旨及びその理由(同項第1号)
- (2) 訂正決定等をする期限(同項第2号)

訂正決定等は、行政手続条例に規定する申請に対する処分に該当するものであるので、 議長は、処分の理由を示す必要がある(条例第35条第3項)。

また、議長は、訂正決定等において、行政不服審査法第82条の規定に基づく教示(審査請求をすることができる旨等の教示)及び行政事件訴訟法第46条の規定に基づく教示(取消訴訟等の提起に関する事項の教示)をしなければならない(7 1 8(開示請求に対する措置等)参照)。

# 7 2 7 保有個人情報の提供先への通知

議長は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正を実施した場合において、提供に係る保有個人情報の内容や提供先における利用目的を勘案して個別に判断した上で必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知しなければならない(条例第38条)。

### 7 3 利用停止等

## 7 3 1 利用停止等請求の主体

何人も、自己を本人とする一定の保有個人情報が、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、違法若しくは不当な行為を助長し、若しくは誘発するおそれがある方法により利用されているとき、偽りその他不正の手段により取得されているとき又は所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的のために利用され、若しくは提供されていると思料するときは、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止等」という。)の請求を行うことができる。また、代理人による請求が認められている(条例第39条第1項及び第2項)。

### 7 3 2 利用停止等請求の対象となる保有個人情報

利用停止等請求の対象となる情報は、「自己を本人とする保有個人情報」のうち、開示決定その他法令の規定により開示を受けたものに限られる(条例第32条第1項及び第39条第1項)。

## 7 3 3 利用停止等請求の期限

利用停止等請求は、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならない(条例第39条第3項)。

# 7 3 4 利用停止等請求の手続

## (1)利用停止等請求書

利用停止等請求は、書面を提出して行わなければならない(条例第 40 条第 1 項)(7 1 3(1)(開示請求書)参照)。

利用停止等請求者は、次の事項を利用停止等請求書に記載しなければならない(同項)。 利用停止等請求をする者の氏名及び住所又は居所(同項第1号)

代理人による利用停止等請求の場合にあっては、(利用停止等請求に係る保有個人情報の)本人の氏名及び住所又は居所(同項第2号)

利用停止等請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項(同項第3号)

利用停止等請求の趣旨及び理由(同項第4号)

これらの記載が欠けている場合には、そのままでは不適法な利用停止等請求となり条例第 42 条第 2 項の規定による利用停止等をしない旨の決定を行うこととなるが、通常は、利用停止等請求者に対し、欠けている事項について記載するよう条例第 40 条第 3 項の規定に基づき補正を求めることとなる(7 3 4(3)(利用停止等請求書の補正)参照)。

# (2)本人確認

利用停止等請求をする者は、利用停止等請求を行うに当たって、規程で定めるところにより、利用停止等請求者が本人であること(代理人による利用停止等請求にあっては、利用停止等請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない(条例第 40 条第 2 項)(7 1 3 (2)(本人確認)参照)。

## (3)利用停止等請求書の補正

議長は、利用停止等請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止等請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる(条例第 40 条第 3 項) (7 1 3 (3)(開示請求書の補正)参照)。

なお、利用停止等請求においては、補正の参考となる情報提供の努力義務(開示請求について、条例第 19 条第 3 項参照)については規定していない点に留意が必要である。

## 7 3 5 利用停止等義務

議長は、利用停止等請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な 取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止等請求に係る保有個人情報の利用停 止等をしなければならない(条例第 41 条)。

利用停止等請求に理由があるかどうかの判断は、当該請求に係る議会の所掌事務等、保 有個人情報の利用目的及び条例の趣旨を勘案して、事実を基に客観的に行われる必要があ る。

なお、利用停止等請求に理由があることが判明した場合であっても、当該保有個人情報の利用停止等をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき(利用停止等を行うことにより保護される本人の権利利益と損なわれる公共の利益との比較衡量を行った結果、後者が勝るような場合)には、議長は利用停止等をする義務を負わない(条例第41条ただし書)。

利用停止等をする旨の決定又は利用停止等をしない旨の決定(以下「利用停止等決定等」という。)は、行政手続条例に規定する申請に対する処分に該当するものであるので、議長は、行政手続条例第5条の規定に基づき、審査基準を策定し、ホームページにおいて公表する等の公にする措置を適切に講ずる必要がある(7 1 4(開示義務)参照)。

### 7 3 6 利用停止等請求に対する措置等

議長は、原則として利用停止等請求書が事務局に到達した日から 30 日以内(条例第 40 条第 3 項の規定に基づき補正を求めた場合は、当該補正に要した日数は含まない。)に、利用停止等を行う旨又は利用停止等を行わない旨を決定し、利用停止等請求者に対して、その旨を書面により通知しなければならない(条例第 42 条第 1 項及び第 2 項並びに第 43 条第 1 項)。

利用停止等決定等の期限について、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合は30日以内に限り延長することができる(同条第2項)。

また、利用停止等決定等に特に長期間を要すると認めるときは、条例第 43 条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止等決定等をすれば足りるが、その場合は、30 日以内に、利用停止等請求者に対し、次の事項を書面により通知しなければならない(条例第 44 条第 1 項)。

- (1) 同条の規定(利用停止等決定等の期限の特例)を適用する旨及びその理由(同項第 1 号)
- (2)利用停止等決定等をする期限(同項第2号)

利用停止等決定等は、行政手続条例に規定する申請に対する処分に該当するものである

ので、議長は、処分の理由を示す必要がある(条例第42条第3項)。

また、議長は、利用停止等決定等において、行政不服審査法第82条の規定に基づく教示 (審査請求をすることができる旨等の教示)及び行政事件訴訟法第46条の規定に基づく 教示(取消訴訟等の提起に関する事項の教示)をしなければならない(7 1 8(開示請求 に対する措置等)参照)。

# 7 4 審査請求

## 7 4 1 審理員による審理手続に関する規定の適用除外等

議長に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止等決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止等請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項(審理員)の規定は、三重県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問する場合を除き、適用しないこととされている(条例第45条)。

### 7 4 2 審査会への諮問

審査請求を受けた議長は、開示決定等、訂正決定等、利用停止等決定等又は開示請求、 訂正請求若しくは利用停止等請求に係る不作為に係る審査請求について、次のいずれかに 該当する場合を除き、審査会に諮問することができる(条例第 46 条第 1 項)。

- (1)審査請求が不適法であり、却下する場合(同項第1号)
- (2)裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)(同項第2号)
- (3)裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合(同項第3号)
- (4)裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止等を することとする場合(同項第4号)

また、上記の諮問をした議長は、次の者に諮問をした旨を通知しなければならない(同条第2項)。

- (1)審査請求人及び参加人(同項第1号)
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止等請求者(同項第2号)
- (3)当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(同項 第3号)

#### 7 5 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等

議長は、次のいずれかに該当する場合には、条例第 28 条第 3 項の規定を準用し、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならず、また、裁

決後直ちに当該第三者に対して裁決をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない(条例第 47 条)。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決(同条第1号)
- (2)審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)(同項第2号)

# 8 雑則

## 8 1 適用除外等

議会において、分類・整理が未了であり、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるために検索することが著しく困難である保有個人情報(不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。)については、条例第4章第4節(審査請求)を除く同章(開示、訂正及び利用停止等)の規定は適用されない(条例第48条)。

なお、これらの保有個人情報はいずれ分類・整理されることが予定されているものであり、分類・整理された段階で条例第4章の規定が適用されることになるが、速やかに分類・ 整理することが望ましい。

# 8 2 開示請求等をしようとする者への情報の提供等

議長は、開示請求等をしようとする者が容易かつ的確に開示請求等をすることができるように、適切な措置を講じなければならない(条例第 49 条 )。

開示請求においては、開示請求者は開示請求書に「開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」を記載することとされているが(条例第 19 条第 1 項第 3 号)、本人にとって自己に関する情報が議会でどのように記録されているかを知ることは容易ではない。このように、本人が条例に規定する開示請求その他の権利を行使するに当たり、必要な情報を自力で入手することが困難な場合においては、議会は、容易かつ的確に条例第 49 条に規定する請求権を行使することができるように適切な措置を講ずる必要がある。

同条の「開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置」としては、請求窓口や案内窓口の整備、請求に係る手続等の教示等が考えられる。

# 8 3 苦情処理

議会においては、個人情報の利用及び提供等に関する様々な苦情が寄せられることが考えられるが、このような苦情については、簡易迅速に解決を図ることが、個人情報の保護及び議会における個人情報の取扱いに対する県民の信頼確保のために重要である。

そこで、議長は、個人情報等の取扱いに関する苦情について、個人情報等の取扱いに関する苦情の窓口の設置及び県民への周知、苦情処理に係る組織体制の整備等を行うこと等により、適切かつ迅速な処理に努める必要がある(条例第 50 条)。

# 8 4 審査会への諮問

議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、審査会に諮問することができる(条例第51条)。

「特に必要な場合」とは、個人情報保護制度の運用やそのあり方についてサイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう。

# 8 5 施行の状況の公表

議長は、毎年度、条例の施行の状況についてとりまとめ、概要を公表する(条例第52条)。 条例の施行状況等を広く県民に明らかにして透明性を高め、条例及びその運用に関して正確な理解を深めることは、個人情報の保護に資するものであることから、正確な情報の公表が必要である。